

消防職員・団員の教育

消防職員・消防団員の教育

「消防活動総合センター」の各施設を活用した実践的な教育・訓練を行い、高度な知識と能力を備えた職員・団員を育成します。

職員教育の体系

消防職員教育の種別や基本計画，教育体制，効果測定等について規定された京都市消防職員教育規程に基づき，教育基本計画や年度計画を定め，職員教育を行っています。

職場教育	職務遂行に必要な知識，技能等について職場単位で行う教育
学校教育	職員を一定期間集合させ，管理監督能力や専門的知識を修得させる教育
主管課教育	局の各課が主管業務を担当する職員を対象に行う教育で，学校教育を除いた教育
派遣教育	本市行財政局や消防大学校等の教育機関へ職員を派遣して行う教育

職員の学校教育

初任教育，幹部教育，専科教育及び特別教育を実施し，新規採用職員をはじめ，現任の職員に対して，基礎知識や管理監督能力，専門的知識等の教育を行っています。平成29年度からは京都市消防学校において，京都市消防学校及び京都府立消防学校の，市府の連携強化を図る共同教育（初任教育，専科教育）を開始しました。

■ 初任教育

新規に採用された消防職員に対して，規律や共同精神を学ばせながら消防の責務を理解させ，職務に必要な基礎知識や技術を修得させる教育を行っています。

■ 幹部教育

幹部職員となる者に対して，職責に応じた必要な判断能力，職務遂行能力，管理監督能力等を向上させるための教育を行っています。

■ 専科教育

現任職員に対して，予防，警防業務等において必要な専門的知識と技術を修得させるための教育を行っています。

■ 特別教育

現任職員に対して，初任・幹部・専科教育以外の教育で，社会人としての素養を向上させるための教育や救急救命士養成課程等，業務遂行上必要な資格取得のための教育を行っています。



消防体育の推進

消防隊等の災害現場活動や大規模災害時の活動に必要な体力と精神力を確保するため，組織全体で職員の体力管理（消防体育）を推進しています。各所属に体育管理者，体育副管理者，体育推進者を配置し，職員の体力管理を行うとともに，業務に必要な体力練成を積極的に行う体制を構築しています。また，体力測定結果等から個々の体力を的確に把握，体力診断システムを活用し，職員一人一人に適した目標と練成メニューの設定を行うなど，効率的に体力の維持管理を行っています。

消防団員教育

消防団幹部を対象とした「副団長教養講座」，「分団長・副分団長教育」，「大規模災害指揮教育」，「部長教育」，新入団員を対象とした「普通教育」，「機甲分団員教育」，「応急救護分団員教育」，専門的な知識・技術を身に着けるための専科教育「運転員・機関員教育」，「警防教育（水災課程・震災課程）」，消防団活動に必要な資格取得等を行う特別教育「第三級陸上特殊無線技士資格取得講習」，「応急手当普及員資格取得講習」，「女性消防団員防火安全指導隊研修」等を通じて市民指導能力の向上を図るとともに，水災や地震等の大規模災害に備えて小型動力ポンプや救助活動用器材等を活用した訓練を行っています。

職員教育実施結果

(令和元年度中)

種 別		受講人員	受講対象者	
初任教育	第 158 期 ※京都府 52 名含む	100	4 月採用職員（京都市 男性 43 名、女性 5 名） （京都府 男性 52 名、女性 0 名）	
	第 159 期 ※福知山市 1 名含む	17	10 月採用職員（京都市 男性 16 名、女性 0 名） （福知山市 男性 1 名）	
幹部教育	新任消防司令長課程	28	新たに課長級に昇任した職員	
	新任消防司令課程	41	新たに係長級に昇任した職員	
	新任消防司令補課程	43	新たに消防司令補に昇任した職員	
	ステップ アップ	51		
	新任消防士長課程	54	新たに消防士長に昇任した職員	
	ステップ アップ	57		
専科教育	警防課程 ※京都府 15 名含む	28	消防士長	
	特殊災害課程 ※京都府 15 名含む	33	消防司令補以上	
	予防査察課程 ※京都府 13 名含む	24	査察担当者	
	危険物課程 ※京都府 12 名含む	22	危険物担当者	
	火災調査課程 ※京都府 16 名含む	28	消防司令補、消防士長	
	救助課程 ※京都府 20 名含む	40	消防司令補以下	
	救急課程 ※京都府 43 名含む	84	新たに救急隊員になる職員，特別初任教育	
特別教育	水災		26	消防司令補以上
	水防工法		26	消防士長以下
	高度救助	山岳	12	消防司令補
	震災		34	消防士長以上
	特別初任教育		20	特別初任教育生
	人権講座		53	消防職員全般
	障害者福祉講座		117	初任教育生
	手話講座		118	初任教育生，消防職員全般
	救急救命士養成課程		30	救急救命士国家試験の受験予定職員
	消防通信課程		40	無線従事者（第 2 級陸上特殊）
	多文化共生		35	消防司令補以上
	都市ガス研修		53	初任教育生，消防職員全般

消防団の概要

京都市の消防団は、各行政区に設けられた 11 の消防団とおおむね学区単位に設けられた 205 の消防分団と特定の活動を行う機能別分団である機甲分団と応急救護分団をもって組織しています。

消防団は、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の防火・防災に対する意識と対応力を高めるため、昼夜を分かたず活動しています。

消防団のあゆみ

江戸時代、京都には、主に禁裏（御所）の防衛に当たっていた「常火消し」と各町で組織されていた「町方火消し」があったといわれています。この「町方火消し」が明治 9 年に「消防組」、昭和 13 年ごろから「警防団」に改組され、昭和 23 年に「消防団」となって今日に至っています。

このように、京都市の消防団は、その前身となる町方火消しが誕生してから 300 年余りの長い歴史と輝かしい伝統に支えられています。

消防団の組織

消防団は、消防団本部と分団で組織されています。

■ 消防団本部

消防署に設置され、団長と総務・予防・警防・教育を担当する副団長で構成されています。

■ 消防分団

分団本部と部によって組織され、分団本部は分団長 1 名と総務・予防・警防・教育を担当する 4 名の副分団長で構成されています。部は、各分団の地域事情に応じて編成され、それぞれの担当地域で部長を中心に市民指導や情報収集、広報活動などを行っています。

■ 機甲分団

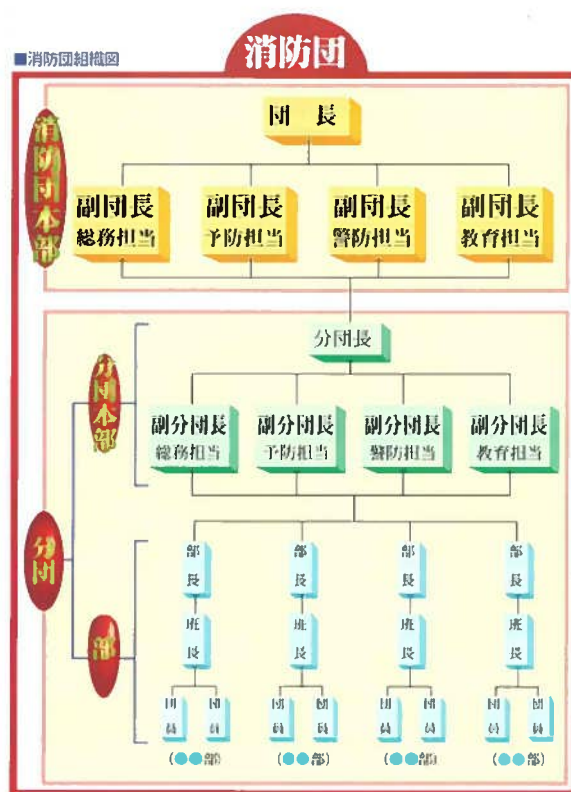
平成 21 年 11 月に創設され、分団長、副分団長、分団員で構成されています。クレーン車などを所有する事業所の従業員が、大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機を活用した人命救助に特化した活動を行います。

■ 応急救護分団

平成 22 年 3 月に各消防団に創設され、分団長と分団員で構成されています。応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護活動に特化した活動を行います。

消防団の階級

市長から任命された消防団長は、市長の承認を得て消防団員を任命します。消防団員は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員の 7 つの階級に分けられ、災害現場活動等での指揮命令系統が明確にされています。



平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。



京都市消防出初式における放水訓練



火災予防運動における予防広報活動

災害時の活動

■ 火災現場活動

火災現場活動では、警戒区域の設定と群集整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛び火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により、配置器材を活用した消火活動を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

■ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプや救助器材などの装備を活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や救助活動のほか、住民の避難誘導などを行います。

京都市消防団総合査閲

令和元年6月2日、消防活動総合センターにおいて、京都市消防団総合査閲が実施されました。消防団の結束力及び災害対応力の更なる向上を目指して、各行政区から選抜された11分団が一堂に会し、消防団員として必要な規律を身に付ける礼式訓練及び小型動力ポンプを使用した消防訓練を披露しました。



消防団充実強化のための取組

全国的に消防団員は減少しており、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、平成 25 年 12 月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であり、国及び地方公共団体は消防団の強化及び加入を促進するため、必要な措置を講ずることとされていることから、京都市においても消防団員の確保、消防団の活性化等に積極的に取り組んでいます。



消防団充実強化実行チームによる企画会議

■ 消防団充実強化実行チームの活動

平成 25 年度に開催した 35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、平成 26 年 4 月に有志の消防団員 67 名が集まり、「消防団充実強化実行チーム」を結成しました。

同委員会でも多く意見が出された「広報」、「交流」、「教育」に関するテーマごとに各チームに分かれ、消防団員が様々なプロジェクトを企画立案し、実現に向けて取り組んでいます。

● 広報

- ・ フェイスブックページ「おこしやす消防団」の開設、運営
- ・ 入団促進活動
- ・ 消防団員募集クリアファイルの作成

● 交流

◆ 消防団フェスタの開催

- | | | |
|-------|-------------------|-------|
| 第 1 回 | 平成 26 年 11 月 30 日 | 梅小路公園 |
| 第 2 回 | 平成 27 年 11 月 29 日 | 梅小路公園 |
| 第 3 回 | 平成 28 年 11 月 27 日 | 岡崎公園 |
| 第 4 回 | 平成 29 年 11 月 26 日 | 梅小路公園 |
| 第 5 回 | 平成 30 年 11 月 25 日 | 梅小路公園 |
| 第 6 回 | 令和元 年 11 月 17 日 | 梅小路公園 |

◆ 消防団事例発表会「集まれ、団員の WA」の開催（平成 29 年 2 月 18 日）

● 教育

- ・ 女性消防団員の意見交換会の開催
- ・ 学生消防団員意見交換会の開催
- ・ 学生 F A S T と連携した意見交換会の開催



消防団員募集クリアファイル



第 6 回京都市消防団フェスタ

■ 消防団防災ハイスクール

平成 23 年度から高校生を対象に実施していた「消防団一日体験入団プログラム」を、参加者の増加を図るために刷新し、平成 27 年度から消防団員が地元の高校生に、消防団活動の説明や放水訓練指導等を行い、消防団活動への理解を深めてもらうとともに、消防団への入団促進を図る取組です。令和元年度は、市内高等学校 33 校、延べ 9,708 名の生徒が消防団員による防災教育を受講しました。



消防団防災ハイスクールにおける放水訓練

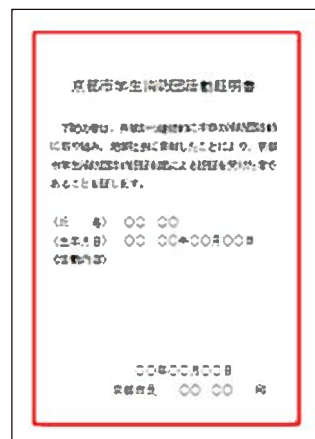
■ 学生消防団活動認証制度

平成 27 年度から、大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する「京都市学生消防団活動認証制度」を開始しました。認証を受けた学生には、企業等に提出するための「京都市学生消防団活動証明書」を交付し、就職活動を支援しています。令和 2 年 4 月現在、87 名の学生を認証しています。

【認証対象者】

次のいずれかに該当している方が対象です。

- ・ 本市の消防団員で、大学等の在学中に本市の消防団員として 1 年以上勤務し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等
- ・ 消防団長が、大学等の在学中における本市の消防団員としての活動について、特に優れた功績があると認めた大学生等



京都市学生消防団活動証明書

■ 京都市消防団協力事業所表示制度

平成 26 年 10 月から事業所の消防団活動への協力を促進し、消防団員の確保を図ることを目的として、「京都市消防団協力事業所表示制度」を開始しました。令和 2 年 4 月現在、101 事業所を認定しています。

【認定要件】

消防関係法令上の違反がなく、次の要件のいずれかに適合すること。

- ・ 2 名以上の従業員が消防団に入団しており、かつ、消防団活動に配慮している事業所等
- ・ 事業所等の資機材等を活用する機能別分団に従業員が入団している事業所等
- ・ その他市長が特に消防団活動に協力していると認める事業所等



京都市消防団協力事業所表示証

■ 京都市ジュニア消防団

平成 30 年 4 月から、消防団活動の体験や地域の防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の地域防災の担い手として育成するため、小学校高学年（4～6 年生）の児童を対象とした「京都市ジュニア消防団」を創設しました。令和 2 年 4 月 1 日現在、392 名がジュニア消防団の活動に参加しています。



消防団の装備品

■ 一般装備品

警 戒 ロ ー プ	携 帯 ラ イ ト ※一部 LED タイプ	安 全 ベ ス ト	現場保存用小型テント
警 戒 テ ー プ	ワイヤレスアンプ一式	分団旗（一式）	キャップライト
電 気 メ ガ ホ ン	トランシーバー	高 張 提 灯	救 命 胴 衣
デジタル無線受令機	は し ご	懸 垂 幕	A E D 収 納 ボ ッ ク ス
自動体外式除細動器 （A E D）	携 帯 無 線 機	ベルト付水筒	手 回 し 充 電 ラジオ付ライト
	投 光 器 一 式	携 帯 な た	ス コ ッ プ



投光器一式



消防団旗



高張提灯



デジタル
無線受令機



A E D

■ 消火活動用装備品

小型動力ポンプ一式	消 火 栓 キ ー	と び 口	ホ ー ス バ ッ ク
ホ ー ス	防火水槽開閉金具	組 立 式 水 槽	台 車
管そう・ノズル	5 0 ミ リ ホ ー ス	燃 料 携 行 缶	ホースバンテージ



■ 救助・救護活動用装備品

救 護 用 テ ン ト	ジ ャ ッ キ	ワイヤーカッター	担 架
手 斧 (大, 小)	ハ ン マ ー	つ る は し	点 滅 式 ラ イ ト
可 搬 式 ウ イ ン チ	バ ー ル	ス コ ッ プ (平, 剣)	可 搬 式 散 水 装 置
二 っ 折 れ は し ご	の こ ぎ り	救 命 ロ ー プ	防 水 シ ー ト
折 り 畳 み 式 リ ヤ カ ー		フ ロー テ ィ ン グ ロ ー プ	救 命 浮 環



京都市消防団の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足 (4 課 1 校 6 消防署体制)
昭和 23 年 6 月 1 日	京都市消防団条例制定、公布 (警防団から順次消防団に移行準備)
昭和 23 年 8 月 17 日	京都市の消防団結成(結成式典 中京区明倫小学校) (上, 北野, 加茂, 下, 八坂, 深草各消防団 6 消防団 146 分団定員 3,940 人で発足)
昭和 24 年 4 月 1 日	愛宕郡 8 箇所(雲ヶ畑, 岩倉, 八瀬, 大原, 静市野, 鞍馬, 花背, 久多各村), 京都市に編入 (6 消防団 154 分団定員 4,480 人)
昭和 24 年 4 月 1 日	中京消防団が発足—1 行政区 1 消防団制の確立 (7 消防団 157 分団定員 4,480 人)
昭和 26 年 3 月 1 日	乙訓郡 3 箇所村(久我, 羽束師, 大枝各村), 京都市に編入 (7 消防団 158 分団定員 4,805 人)
昭和 30 年 9 月 1 日	行政区の分割に伴い, 北消防団, 南消防団発足 (9 消防団 159 分団定員 4,805 人)
昭和 32 年 4 月 1 日	京都市消防団指導要綱の制定 (常備消防の充実と無火災都市建設のため, 消防団の体制を災害現場活動を中心とした体制から, 市内を甲, 乙, 丙の 3 地域に区分し, 消防事象に即応した予防活動, 災害現場活動両面に対応できる体制へ移行しました。特に市街地の消防団の活動については, 主として自主防火体制の充実など火災予防の推進活動等を中心に市民の指導を行うとともに, 災害現場において警戒区域の設定, 群衆整理, 人命救助など支援活動を行うこととしました。これに伴い, 市街地の消防団に配置していたポンプを山間部等の消防団に配置換えしました。)
	久世郡淀町, 北桑田郡京北町広河原地区, 京都市に編入 (9 消防団 162 分団定員 4,945 人)
昭和 34 年 11 月 1 日	乙訓郡久世村, 大原野村, 京都市に編入 (9 消防団 164 分団定員 5,085 人)
昭和 39 年 8 月 5 日	京都市消防団員退職報償金支給条例の制定 (消防団員の永年の労苦に報いるため, 退職報償金制度を創設し, 処遇を改善)
昭和 40 年 5 月 1 日	京都市消防団指導要綱の改正 (市内の地域区分を 2 区分(甲, 乙)へ)
昭和 41 年 7 月 7 日	消防団員数の適正化 (9 消防団 165 分団定員 4,550 人)
昭和 48 年 9 月 20 日	京都市消防団施設新築等補助金交付規則の制定 (消防団の用に供する器具庫, 詰所, ホース乾燥台の新築等に要する経費の一部を補助する制度を創設)
昭和 51 年 10 月 1 日	行政区の分割に伴い, 山科消防団, 西京消防団発足 (11 消防団 176 分団定員 4,550 人)
昭和 61 年 5 月 1 日	京都市消防カラーガード隊(きょうとファイヤーエンジェルス)誕生
平成 4 年 10 月 1 日	女性消防団員の採用開始 (5 消防団 11 分団において, 女性団員 42 人採用)

平成 7 年度～8 年度	大規模災害対策器材の配置 (阪神・淡路大震災を教訓に市内の消防団に小型動力ポンプなどの放水活動器材やウインチ、ジャッキなどの救助活動器材を配備し、大災害時の活動能力を強化)
平成 11 年度	消防団のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討委員会の設置 (市内 11 消防団すべてに消防団の組織や活動、地域との連携等について検討する委員会を設置)
平成 12 年度	消防団活動のあり方（より魅力ある消防団づくり）検討に係る市民懇話会の実施 (各行政区から選考された市民により、地域における消防団の役割や幅広い世代から指示される消防団について検討)
平成 12 年 10 月 1 日	京都市消防団の運営指導に関する規定の制定 (甲乙の市内地域区分を廃止し、管轄区域により指定消防団を指定)
平成 17 年 4 月 1 日	北桑田郡京北町、京都市に編入 (11 消防団 204 分団定員 4,970 人)
平成 17 年 10 月 1 日	西京消防団、福西分団発足 (11 消防団 205 分団定員 4,970 人)
平成 21 年 11 月 24 日	中京消防団に機甲分団発足 (大規模な地震や土砂崩れ等が発生した場合に、重機等を活用し人命救助に特化した活動を行うために発足)
平成 22 年 3 月 19 日	すべての消防団に応急救護分団発足 (応急手当の普及啓発及び大規模な事故が発生した場合の救護等に特化した活動を行うために発足)
平成 25 年度	消防団 100 人委員会 U-35 の開催 (35 歳以下の若手消防団員が今後の消防団について議論する「消防団 100 人委員会 U-35」を開催)
平成 26 年度	消防団充実強化実行チームの結成 (「消防団 100 人委員会 U-35」における意見を具体化するため、有志の消防団員を募り結成)
平成 27 年 4 月 1 日	京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正 (任用資格の拡充、報酬制度の創設)
	京都市学生消防団活動認証制度の創設 (大学等に通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生の功績を認証する制度を創設)
平成 27 年度	京都市消防団防災ハイスクールの実施 (消防団員が地元の高등학교に出向き、消防団活動の体験を中心とした防災教育を行う取組を開始)
平成 28 年 4 月 1 日	北、山科、下京、南、右京及び西京の各消防団に機甲分団発足 (機甲分団の拡充及び災害対応力向上のため、中京機甲分団を構成していた各事業所を、その所在地を管轄する各消防団に編制替えするとともに中京機甲分団を廃止)
平成 28 年 10 月 1 日	左京消防団に機甲分団発足
平成 29 年 4 月 1 日	中京消防団に機甲分団発足
平成 29 年度	女性消防団員防火安全指導隊の創設
	本団付け消防団員の入団
平成 30 年度	京都市ジュニア消防団の発足
	伏見消防団に機甲分団発足

女性消防吏員の活躍推進の取組

取組の概要

女性の活躍推進は、国の成長戦略でも重要な柱として多様な政策が講じられています。

総務省消防庁では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」での検討結果を踏まえて、平成 27 年 7 月に全国の消防吏員に占める女性の比率を令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標として設定したほか、様々な施策に取り組んでいるところです。

京都市消防局では、平成 5 年に初めて女性消防吏員を採用してから、既に 25 年以上が経過しました。採用当初は予防業務などの毎日勤務のみであった職域も、女性消防吏員に係る深夜業の規制を解除する法令改正などを受けて、交替制勤務である救急隊や消防指令センター、指揮隊と順次拡大しました。平成 28 年度には、管理職への登用及び消防隊への配置。平成 30 年度には、緊急消防援助隊として被災地に派遣するなど、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めています。



■ 女性を対象とした職業説明会の開催

令和元年度は、平成 30 年度「1day インターンシップ」（総務省消防庁主催）に参加した女子学生等を対象に「フォローアップセミナー（職業説明会）」を行いました。また、消防学校の教育訓練施設を活用し、女性受験者増加を目指した「超リアル・消防士体験」を開催しました。消防学校の施設見学、女性消防吏員との相談会、実放水訓練などの器材取扱訓練を実施し、実際の業務の一部を体験いただくことで、仕事の魅力を参加者の方々に伝えることができました。



■ 女性を対象とした意識調査（アンケート）

女性消防吏員増加を目指し、ホームページで女性を対象としたアンケートを実施しました。内容は消防に対するイメージや女性消防吏員の認知度、これまで消防という職業を意識したことがあるかなどで、この結果を踏まえ、より効果的な PR の場や手法を検討していきます。



■ 女性消防吏員比率の目標設定

総務省消防庁において、令和 8 年度当初までに全国の消防吏員に占める女性の比率を 5%に引き上げることを共通目標とされたことを受け、京都市消防局では、それを上回る 6%を目標値として設定しています。令和 2 年 4 月 1 日現在、京都市消防局における女性消防吏員の比率は 4.5%となっており、引き続き、女性の採用試験受験者数の増加を図ります。

京都市における女性消防吏員の割合（目標値）	
平成 28 年度当初 3.8%	→ 令和 8 年度当初 6%

火災予防の取組

住宅防火対策

京都市消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、消防職員の住宅等への訪問や、町内会等を対象にした防火防災教育訓練などを通じて、市民生活の安全の確保に努めています。

■ 住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気づき、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成 18 年 6 月 1 日に新築住宅、平成 23 年 6 月 1 日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

京都市消防局では、個別訪問や動画による設置率 100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発に努めるとともに、設置義務化から 10 年（交換の目安）が経過したことから、適正に設置されている住宅に対しても、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅用火災警報器
設置啓発リーフレット



住宅用火災警報器設置啓発動画

■ 「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

平成 31 年 3 月 1 日から、一般社団法人京都消防設備協会と連携した自主防災会を単位とした新たな住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入の取組を開始しました。

悪質訪問販売からの被害防止や取扱事業者とのスケールメリットを生かした交渉など、多くの利点がある共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と住警器取扱事業者を消防局と京都消防設備協会がマッチングを行うとともに、住宅用火災警報器についての説明から取付支援まで、消防職員が最大限サポートする仕組みです。

共同購入をスムーズに進めていただくため、手順を分かりやすく説明した冊子を作成し、市内の全自主防災会に配布しました。



自主防災会のための「新・京都方式」
住宅用火災警報器共同購入ガイド

火災予防運動

全国的に実施される春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動等の各種防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6 月第 2 週（日～土）
夏の文化財防火運動	7 月 12 日～7 月 18 日
秋の火災予防運動	11 月 9 日～11 月 15 日
年末防火運動	12 月 15 日～12 月 31 日
文化財防火運動	1 月 23 日～1 月 29 日
春の火災予防運動	3 月 1 日～3 月 7 日

■ 令和元年 秋の火災予防運動（令和元年 11 月 9 日～11 月 15 日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	秋から冬にかけて暖房器具が原因となる火災が多く発生していること、例年たばこが原因となる火災の焼死者が多いことから、広報動画を活用し啓発を行いました。暖房器具火災については、特に電気ストーブを原因とする火災が多いという傾向を踏まえ、電気ストーブの危険性について啓発しました。たばこ火災については、喫煙場所を決め、布団等の周囲で喫煙しないことや、灰皿に水を入れ、吸殻は確実に火を消してから捨てることなどを啓発しました。
放火防止対策の推進	市民が主体的に放火防止に努める重要性を呼び掛け、その取組が継続的に行われるよう指導しました。11 月 11 日の放火火災予防デーには、全市一斉に放火火災の予防に関する啓発を行いました。
出火防止対策の推進	こんろ周りからの出火防止や、たき火等の屋外における火気管理の徹底について啓発しました。
事業所の防火対策の推進	事業所における「命を守る避難」の取組の推進を図るため、研修会や訓練指導を行うとともに、自衛消防隊との合同消防訓練等を実施しました。



■ 令和元年 年末防火運動（令和元年 12 月 15 日～12 月 31 日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	消防団員をはじめ、訪問看護事業所と連携し、暖房器具の正しい使用方法や、安全な喫煙場所及び吸殻の正しい後始末についての啓発活動を実施しました。 また、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、機器本体の劣化や電池切れが発生していないか、年末の大掃除に合わせて作動点検を行うよう啓発しました。
放火防止対策の推進	地域が実施する年末パトロール等の機会に、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有する取組を推進しました。
事業所等の防火対策の推進	年末年始で多忙となる飲食店に対し、消火器の設置指導を実施したほか、厨房設備における火気の安全な取扱い及び排気ダクトの清掃等を徹底するよう啓発しました。 また、事業所における訓練指導等を通じて、「命を守る避難」の取組の推進を図りました。

● 冬の火災予防スローガン「底冷えの 京（みやこ）をまもる 火の用心」

スローガンの決定	平成 31 年度、消防職員及び消防団員から募集した 110 作品の中から選出した 5 作品について、年末防火運動期間中に一般投票を実施し、冬の火災予防スローガンを決定しました。 年末防火運動をはじめ、冬期における、火災予防啓発時に積極的に活用しました。
啓発ポスター及びチラシの作成	京都芸術デザイン専門学校の学生により、デザインされた 90 作品から選抜された 15 作品について、一般投票で優秀作品（2 作品）を選抜し、啓発ポスター及びチラシを作成しました。



ポスター



チラシ（表）



■ 令和2年 春の火災予防運動（令和2年3月1日～3月7日）

● 重点推進事項

住宅防火対策及び焼死者防止対策の推進	火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、機器本体の劣化や電池切れが発生していないか、年末防火運動に引き続き、機器の作動点検を実施し、電池切れ等の場合は適切に交換するよう啓発しました。 また、焼死者の発生傾向から、安全な場所での喫煙や吸殻の正しい後始末、暖房器具と可燃物の適正な離隔距離の確保について啓発しました。
出火防止対策等の推進	市民を主体とした、地域一体の放火対策について啓発しました。 また、空気の乾燥しやすい時季であることを踏まえ、たき火等の屋外における火気管理の徹底や、林野火災の防火啓発を実施しました。
事業所等の防火対策の推進	飲食店における消火器の設置のほか、こんろの取扱い及び適正な離隔距離について指導を実施しました。 また、事業所における訓練指導等を通じて、「命を守る避難」の取組の推進を図りました。



緊急防火点検

京都市では、社会的影響の大きな火災等が発生した場合や、市内で火災が多発した場合に、毎年実施している火災予防運動とは別に、緊急の防火点検を実施しています。（令和元年度は4回実施）
また、各消防署においても、独自に14回の緊急出火防止の取組を実施しています。

■ 市内一斉に実施した緊急防火点検

期間	重点取組事項
平成31年 4月12日～ 4月26日	元号を改める政令の公布等に伴う文化財対象物等への防火指導の実施 平成31年4月1日に元号を改める政令が公布され、同年4月30日には退位礼正殿の儀が、5月1日には新天皇陛下の即位が執り行われることなどから、皇室ゆかりの文化財対象物等への多くの市民の来訪が予想されるため、文化財対象物の防災施設等の適切な維持管理及び自衛消防体制の強化について指導を実施しました。 また、緊急防火点検の実施期間中である4月15日に、フランス・パリのノートルダム大聖堂で火災が発生したことから、併せて関係施設への防火指導を実施しました。
令和元年 7月9日～ 8月31日	歴史的景観保全修景地区等への緊急査察の実施 令和元年7月8日、東山区祇園町南側の飲食店から出火し、周辺建物4棟に延焼し、合計約600平方メートルを焼失する火災が発生しました。出火建物は京都市市街地景観整備条例における歴史的景観保全修景地区内の飲食店であったことを踏まえ、歴史的景観保全修景地区等において、緊急査察を実施しました。
令和元年 8月21日～ 12月31日	伏見区桃山町の火災を受けた防火指導及びらせん階段等の実態調査の実施 多数の死傷者が発生した令和元年7月18日の伏見区桃山町の事業所火災を受けて、当該事業所と類似する、一定規模かつ堅穴区画を要しない可能性のある防火対象物に、「命を守る避難の取組」に係る防火指導及びらせん階段等の実態調査を実施しました。
令和元年 10月31日～ 11月8日	世界遺産「首里城」での火災を受けた防火指導の実施 令和元年10月31日に沖縄県那覇市首里城跡で発生した火災を受けて、市内の全世界遺産を対象とした緊急防火指導を実施しました。

放火火災防止の取組

令和元年に京都市で発生した放火が原因となる火災は16件で、火災原因としては3番目に多くなりましたが、平成30年から11件減少し、平成以降、最も少ない件数となりました。放火対策プロジェクトをはじめとする放火防止対策への取組や、防犯カメラの設置が進んだ結果と考えられます。

■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成28年、京都市火災予防条例に「放火火災の予防に関すること」を新たに規定しました。条例の公布・施行日である11月11日を「放火火災予防デー」とし、市内一斉に放火防止の啓発活動を実施することとしています。パレードや街頭広報などを実施し、放火火災の防止を呼び掛けました。



■ 放火火災防止特別警戒の実施

管内で放火火災が連続して発生した消防署（分署）において、深夜時間帯など放火火災が多発する時間帯に、継続して巡回パトロールを実施しました。

■ 放火対策プロジェクトの推進

京都市では、消防職員、消防団員、地域及び関係機関が一体となって、地域全体で放火防止に取り組む「放火対策プロジェクト」を推進しています。過去に複数回放火火災が発生した地域から「放火対策エリア」を選定し、「放火対策コンサルタント研修」や「火災予防研修」を受講した消防団員等が、地域の放火防止の取組に積極的に参画し、助言を行っています。

実施手順	取 組 内 容
放火対策エリアの選定	・過去5年間で放火事案が3件以上発生している学区（106学区） ・その他、署長が特に取組が必要と認める地域 ⇒現在146学区を選定
火災予防研修の実施	消防団員等を対象とし、一般的な火災予防知識をはじめ、放火防止に関する内容の研修を行い、この研修を受講した団員等には地域住民に対して、有効な放火防止対策の取組について助言を行ってもらう。
放火対策アクションの実践	火災予防研修や放火対策コンサルタント研修を受講した団員等を変えたミーティングや防火見回り活動を実施するなど、地域に見合った放火対策を実践。



火災予防研修

たばこ火災防止の取組

令和元年に京都市で発生した、たばこが原因の火災は31件となり、平成30年から5件増加し、最も多い火災原因となりました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導などの戸別訪問のほか、事業所査察や防火運動など、あらゆる機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行うとともに、喫煙者の方に、販売事業所等を通じて火災予防リーフレットを配布しています。



火災予防リーフレット

屋外イベント等における露店指導の状況

平成25年8月、福知山市の花火大会で発生した露店火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しこ行う主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。

■ 火災予防条例の規定内容

項 目		規定内容
露店等開設の届出		祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集まる催し（以下「催し」という。）において、 <u>対象火気器具等</u> *を使用する露店等を開設する場合、所轄消防署長への届出を義務化。 （※ガスこんろ、カセットこんろ、携帯発電機、石油ストーブ、ホットプレートなど）
消火器の準備		催しの実施に際し対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備しなければならない。
屋外での大規模な催しにおける防火管理	指定催しの指 定	次の要件のいずれかに該当する催しで、火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを指定催しとして指定。 ① 露店等の数がおおむね100以上の規模 ② 指定区域（喫煙、たき火等が制限される区域）を有する文化財社寺等の敷地内で、露店等の数がおおむね50以上の規模
	指定催しの防火管理	① 防火担当者の選任 ② 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び所轄消防署長への届出（開催日の14日前まで） ③ 上記②の計画に基づく業務の実施
	講習受講の義務	指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する者に対する、火災予防上必要な講習の受講義務。
罰 則		火災予防上必要な届出を行わなかった場合は、30万円以下の罰金。

文化財防火の取組

京都市内には、世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等、数多くの文化財があり、これらを火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

京都市内の文化財

■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市が指定・登録した貴重な建造物等について消防局長が指定したもので、区分に応じ必要な防火指導を行っています。現在 1,060 件の社寺等を指定しています。

区 分	指 定 対 象	指 定 件 数 (令和2年4月1日現在)
1 号 対 象 物	世界文化遺産対象物	14 件
2 号 対 象 物	国、府、市が指定した文化財建造物等	197 件
3 号 対 象 物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	286 件
4 号 対 象 物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物、その他局長が必要と認める防火対象物	563 件

■ 世界遺産「古都京都の文化財」(京都市内分)

賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺(西本願寺)、二条城 《14 社寺城》

世界文化遺産の関係者と協力し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに、周辺地域の住民に出火防止等の協力を呼び掛けています。

■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂 《4 地区》

歴史的な町並みを保存するため、地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充に取り組んでいます。

文化財の防火防災対策

■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火防止対策を呼び掛けています。

● 防火管理者の選任(京都市火災予防条例第 54 条の 5)

文化財建造物(指定建造物)では、収容人員の多少に関わらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行っています。

● 美術工芸品等の防火管理(京都市火災予防条例第 54 条の 6)

美術工芸品等(指定美術工芸品)の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 幕・カーテン等の防災処理(京都市火災予防条例第 54 条の 7)

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防災処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

● 文化財公開時の防火管理の徹底（京都市火災予防条例第 54 条の 9）

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 自衛消防体制づくり

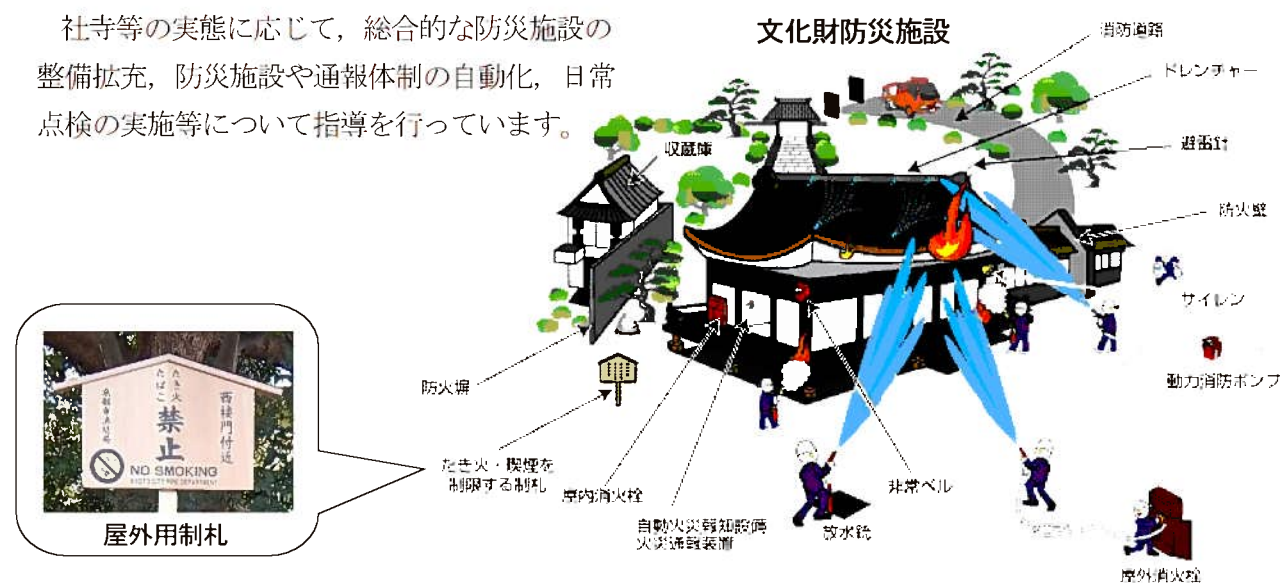
万一の火災発生時に初期消火、119 番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● 届出に対する防火指導

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

● 防災設備の設置・維持

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。



■ 喫煙・たき火等の制限（京都市火災予防条例第 54 条の 4）

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。令和 2 年 4 月 1 日現在、京都市では国宝・重要文化財を有する 299 社寺等に対して 518 箇所を禁止区域に指定しており、この区域には、喫煙・たき火を禁止する旨の制札を掲げて広く市民や観光客等に周知と徹底を図っています。

■ 京都文化財防災対策連絡会

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府災害対策課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、（公財）京都文化財団、（公財）京都市文化観光資源保護財団、（公財）京都古文化保存協会、京都国立博物館及び京都市消防局の 12 機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処しています。

■ 伝統行事等に対する防火指導

伝統行事等の関係者に、火災予防措置や自主警備の強化等についてお伝えし、対策の充実を図るとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事においては消防警備計画を樹立し、万一に備えています。

■ 文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

京都市内の貴重な文化財を地震による大火から守るために、大容量の耐震型防火水槽や市民が容易に利用できる消火栓の整備などを柱とする「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」を平成 18 年度から東山区清水地域の産寧坂伝統的建造物群保存地区及びその周辺で展開しました。平成 23 年度末には 1,500 m³級耐震型防火水槽（2 基）、送水用動力ポンプ、配水管（2,060m）、市民用消火栓（43 基）、消防隊用消火栓（20 基）、延焼危険の高い文化財への延焼を防止する「文化財延焼防止放水システム」等の整備が完了し、運用を開始しました。

また、平成 22 年度には、文化財と地域を守る「東山区清水・弥栄防災水利ネットワーク」が結成され、年 1 回一斉放水訓練を実施し、有効に活用できる地域住民を育成するとともに地域の絆を強固にし、地域防災力の向上を目指しています。

■ 整備内容（平成 18 年度～平成 22 年度）

1,500 m ³ 級 耐震型防火水槽	特 徴	・25m プール 5 個分に相当する水量を備えた全国最大規模の防火水槽 ・縦 41m×横 14m×深 3.5m, 2 基設置
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園地下 ・東山区清閑寺下山町清水寺子安塔西側地下
送水用動力 ポンプ庫	特 徴	・ポンプ能力 最大 6,000ℓ/分 ・配水管の水圧を一定に保つため、管内の減圧を感知し自動制御する機能を有する。自家発電設備があり、停電時でも連続 6 時間稼動が可能。
	設置場所	・東山区下河原町高台寺公園内
ポリエチレン 製 配 水 管	特 徴	・従来の配水管より優れた耐震性能を備え、近年発生した大地震で被害が極めて少ない実績を持つ。 ・2,060m 敷設されている。
	設置場所	・一年坂、二年坂、産寧坂、八坂通、松原通（清水坂）、高台寺南門通、下河原通など
消 火 設 備	市 民 用 消 火 栓	・43 基設置 ・ホース（30m）の延長が容易で、放水操作を手元で簡単に行える。
	消防隊用 消 火 栓	・19 基設置 ・地下式
防 災 器 材 の 配 備		・防災意識及び防災能力の向上を図るため、ヘルメット、レスキューセット、テント等の防災器材を地域に配備



杉材を使用し、景観に配慮した市民用消火栓



地域に配備した防災器材



景観に配慮した送水用動力ポンプ庫



公園の地下に整備した耐震型防火水槽

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業の概要



大容量の防火水槽から耐震性に優れた配水管を地域一帯に敷設し、誰もが使える市民用消火栓を多数配置することで、地域住民の防災力を最大限に生かし、文化財とその周辺地域を火災から守る、全国でも類を見ない事業です。

文化財防火運動の実施

京都市消防局では、毎年7月（夏の文化財防火運動）と1月（文化財防火運動）の年2回、文化財防火に係る運動を展開しています。

市内に数多くある貴重な文化財を火災等の災害から守り、市民の皆様に文化財に関する防火・防災意識を高めていただくため、様々な取組を行いました。令和元年度中、市内の特定文化財対象物における火災はありませんでした。

■ 夏の文化財防火運動（局長特別査察）

平成31年4月、京都市の姉妹都市でもあるパリの世界文化遺産、ノートルダム大聖堂で火災が発生したことを受け、令和元年7月11日、夏の文化財防火運動に合わせ、東山区の北法相集宗大本山音羽山 清水寺において、京都市消防局発足以来初となる消防局長特別査察を行いました。境内の工事の部分においても適切に防火管理が行われており、防災施設も常に使えるよう維持管理されていました。



■ 文化財防火運動（市長視閲合同消防訓練）

令和2年1月24日、京都市長及び文化庁職員の視閲の下、北区の臨済宗大徳寺派 龍宝山 大徳寺の境内において、大徳寺自衛消防隊、文化財防災マイスター、消防団及び消防隊が一体となって消防合同訓練を実施し、文化財を火災から守る意識を新たにしました。



■ 集まれキッズ！ジュニア文化財防火・防災スクール（with 文化財ドック）の開催

令和2年1月25日、京都市市民防災センター（南区）において、「集まれキッズ！ジュニア文化財防火・防災スクール（with 文化財ドック）」を開催し、市内のジュニア消防団員を含む、児童から大人まで広く参加者が集まりました。参加者は共催の文化財ドックで文化財の修復等を体験し、消防音楽隊による文化財に関するクイズ等を交えた防火コンサートでは、文化財に関する知識の向上を図りました。



■ 他都市等で発生した大規模文化財火災を受けた対応

● フランス共和国パリ市ノートルダム大聖堂火災

平成 31 年 4 月 15 日（日本時間 4 月 16 日）に発生したノートルダム大聖堂の火災では、出火当時、工事中であったことから、主に工事中の文化財対象物を対象とした緊急防火指導を実施しました。また、大型連休を控え、文化財対象物への市民、観光客の多数の来場が予想されたことから、二条城、永観堂、知恩院、下鴨神社及びその他の世界遺産や重要文化財対象物に対し、広く出火防止を呼び掛けました。

【永観堂禅林寺（左京区）において実施した緊急防火指導の状況】



● 沖縄県那覇市首里城跡火災

令和元年 10 月 31 日に発生した首里城火災を受け、市内にある全ての世界遺産に、防災施設等の適切な維持管理、自衛消防体制の強化及び自主防火管理の徹底等と呼び掛けました。また、国宝・重要文化財対象物を中心に、同様の指導を行いました。

【下鴨神社（左京区）において実施した緊急防火指導の状況】



事業所の査察・防火管理・防災管理

査察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

市内の事業所については、その規模や用途の実態に応じて第1種対象物から第3種対象物までに区分し、査察を実施しています。査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して是正するよう指導し、査察結果通知書等を発行しています。（消防法第4条）

違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、査察の実施を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。



階段や通路に避難上の支障あり



標識による公示

消防法による命令の公告	
防火対象物等の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
防火対象物等の名称	パー＊＊＊（口〇ビル5階）
命令を受けた者の氏名	パー＊＊＊ 店長 ×× ××
この防火対象物は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。	
命 令 事 項	北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。 京都市〇〇消防署長
標 識 を 設 置 し た 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
注 意	1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

命令に係る公示標識の例

違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。平成 26 年 10 月から実施しています。

(京都市火災予防条例第 61 条)

防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、防火管理者に消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせる義務があります。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

(消防法第 8 条)

防災管理

南海トラフ地震、直下型地震などの大規模地震の発生が予測される状況等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、対処する体制を整えるよう指導しています。

(消防法第 36 条)

自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。

(消防法第 8 条の 2 の 5)

統括防火(防災)管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて、その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられ、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。(消防法第8条の2)

事務所における帰宅困難者対策の推進について

大規模災害の発生時には、通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が、京都市内で37万人にも上ることが想定されています。京都市の場合、帰宅困難者には観光客も多く含まれることから、各事業所においては、従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに、観光客等で帰宅困難になった人たちも、おもてなしの心で可能な範囲で受け入れていただけるよう、「京都市事業所帰宅困難者対策指針」に基づく帰宅困難者対策の推進に取り組んでいます。

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、自衛消防組織の設置が義務付けられており、当該組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、前回の講習修了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防火・防災受託法人等教育担当者講習

防火・防災管理業務の受託を業としている法人等の教育担当者が、教育に必要となる防火・防災管理上必要な知識、技能を習得するための講習です。

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

防火対象物の点検報告制度

■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、火災の予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度を実施しています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び第8条の2の3）



防火基準点検済証



防火優良認定証

■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

平成21年6月1日施行の消防法の一部改正に伴い、防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する制度が創設されました。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成24年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

（消防法第36条）

宿泊施設に対する防火指導

近年、日本を訪れる外国人が増え、京都市においても宿泊施設が増加しています。

また、平成 30 年には住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば、住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。

消防局では引き続き、市民の皆様や観光客の更なる安全の確保に取り組めます。

■ 消防法令適合通知制度

昭和 30 年代から 50 年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など、宿泊施設における火災が相次いで発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や従業員の防火意識の低さなどから、初期消火や 119 番通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。



これらの事案を教訓に、昭和 56 年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際、当該施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に、消防機関が防火の安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

■ 防火基準適合表示制度

平成 24 年 5 月に発生した福山市のホテル火災を契機に総務省消防庁に設置された「予防行政の在り方に関する検討会（ホテル火災対策検討部会）」において、消防法及び建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定等が審査されました。この中で、消防機関が以前交付していた旧「適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対し、マークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。



（銀の表示マーク）（金の表示マーク）

京都市では、平成 26 年度から旅館・ホテル等の関係者の申請に基づいて消防機関が審査を実施し、消防法令及び防火上重要な建築構造等について基準に適合していると認められた建物に対し「表示マーク」を交付する制度が発足しました。現在、京都市消防局のホームページでは、宿泊者に対する安全情報として、表示マークを交付した宿泊施設を公開しています。

表示マーク交付対象物数

金マーク	126
銀マーク	37

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

平成 29 年度には、初回交付から 3 年間継続して優良と認められた施設に対し、初めて金の表示マークを交付しました。

※ 旧「適マーク」による表示制度

昭和 56 年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるもので、当時から消防法のみならず建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成 14 年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

■ 消防検査済表示制度

小規模な宿泊施設において検査を実施し、消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた場合、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付しています。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、適切に防火対策を行う宿泊施設であることを、宿泊者及び地域住民に対して、広く情報提供しています。

● 運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

● 対象施設

「民泊」等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

● ラベルの交付条件

- ・ 消防法令に適合していること。
- ・ 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。
- ・ 消火器を設置していること。

● 消防検査済ラベル

- ・ 銀色ラベル（1 年更新）
交付条件を全て満たしていること。
- ・ 金色ラベル（3 年更新）※上位のラベル
3 年継続して銀色ラベルの交付を受け、かつ、事業者等が本市の「京の宿泊所防火研修」を受講していること。



< 銀色ラベル >



< 金色ラベル >



(サイズ: 縦 17cm × 横 12cm)

■ 京の宿泊所防火研修

「民泊」等の小規模な宿泊施設の関係者に、施設の安全管理に必要な、防火等に関する知識や技術を身に付けてもらう防火研修を行っています。

● 受講状況

令和元年度は、計 171 名が受講

(第 8 回目については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。)

● 受講対象者

小規模な宿泊施設の事業者等（予定者を含む。）

● 研修内容

講義及び実技訓練等（計 3.5 時間）

● 実施場所

京都市市民防災センター

● その他

参加費は無料、受講修了者に修了証及び修了カードを発行

研修科目	所要時間
オリエンテーション	10 分
講義(施設の適正な運営)保福	30 分
休憩	10 分
講義(出火防止, 地域連携など)	80 分
休憩・移動	10 分
実技(消火訓練)	20 分
実技(避難誘導訓練)	20 分
実技(警報設備取扱訓練)	20 分
修了証発行	10 分

計 3.5 時間

■ 民泊対策

京都市消防局では近年増加する、いわゆる「民泊」に対し、防火安全対策の確保を図るための取組を実施しています。

● 消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

「民泊」には、空き家や共同住宅の空き室等を活用することが多く、こうした場合、大きな改装を行うことがないため、建築士や消防設備士等の専門家による関係法令のチェックがなされないことがあります。このため、法令に定める手続きや基準を遵守していないものも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、市民や事業者の方に、宿泊施設に関する情報をより分かりやすくお知らせするよう、ホームページ等における情報の発信に努めています。

● 「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

無許可で営業している「民泊」施設は、安全管理の面から問題がある場合があります。また、具体的なトラブルがなくても、周辺住民が施設に対して不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では、平成27年12月1日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局及び消防局からなる「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、様々なルール策定に向け取り組みました。平成29年6月16日に住宅宿泊事業法が公布された後にも、更に検討を重ね、これらの検討内容を踏まえたうえで、市民からも意見を募集し、京都市独自のルール（「民泊」関係条例）が制定、公布されました。

● 「民泊」に対する防火対策の強化

京都市では、住宅宿泊事業を行う事業者には、宿泊者に対し、消火器の使用手法や避難経路、こんろの使用手法などを、図や書面を使って説明するように義務付けています。

このため、消防法令による規制のほか、喫煙の方法やこんろの使用手法といった出火防止対策や、119番通報の要領、消火器の使用手法等を掲載したリーフレットを作成しました。特に、外国人宿泊者にとっては、慣れない日本での対応が必要となることから、4箇国語で作成し、消防局ホームページからもダウンロードできるようにしています。

また、外国人観光客が、火災が発生した場合に適切に初期対応ができるよう、外国人宿泊者向けの紹介動画を製作し、消防局ホームページに掲載しています。

4 箇国語リーフレット



外国人宿泊者向け動画

「宿泊中に火事！あなたのとるべき行動は？」



鑑識の器材及び状況

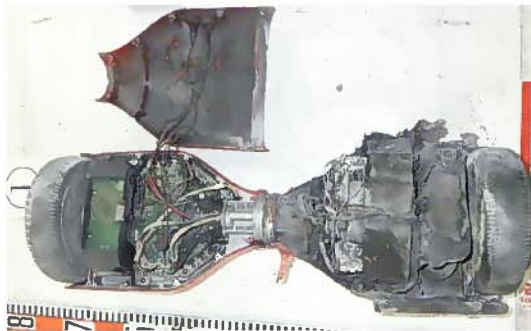
火災鑑識

■ 火災の鑑識等

出火原因の究明に必要なデータを得るため、火災現場から採取した物件の鑑識を行っています。鑑識物件には電気製品、ガス・石油ストーブなどの燃焼機器、自動車の配線などがあり、これらをX線透過装置やデジタルマイクロスコープなどの各種分析・鑑識機器を使って、出火原因の究明につながる鑑識を行っています。

● 令和元年度の特徴的な鑑識内容

- ・電動遊具内部の基板にグラファイト化した箇所を発見したことで、トラッキング現象によって出火したものと火災原因を究明
- ・分電盤の配線接続部分のネジが緩んでいた形跡及び短絡痕を発見し、出火経過を究明
- ・焼き残存物をガスクロマトグラフ質量分析装置にかけて分析し、油分検出（ガソリン、灯油、軽油等）を実施
- ・工場で排出されているアルミ粉によると考えられる粉じん爆発について、再現実験を実施



電動遊具内部のグラファイト箇所を確認



分電盤と配線の接続部に使用されるねじの緩みを確認



アルミ粉の粉じん爆発再現実験

予防情報の提供

■ 火災調査に関する資料収集と火災調査や予防情報の提供

消防の科学技術に関する最新の情報を収集するとともに、これをタイムリーに提供して火災予防、市民指導及び火災調査業務に役立てています。

また、鑑識等でよくある事案について当局で作成した火災予防動画を消防局ホームページに掲載して市民に広報しています。



鑑識機材

■ 京都市消防局所有の主な鑑識機材

デジタルマイクロスコープ	20～200 倍まで拡大して撮影することが可能。
超音波洗浄器	超音波で付着した汚れを取り除くことが可能。
定温乾燥器	自然発火の再現実験等に使用。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過の記録が可能。
ガスクロマトグラフ質量分析装置	焼き残存物や水溶液に含まれる油分の分析に使用。
フーリエ変換赤外分光光度計	固体、液体の成分同定に使用。
熱重量示差熱分析装置	加熱による試料の重量変化等から燃焼性状等を確認。



デジタルマイクロスコープ



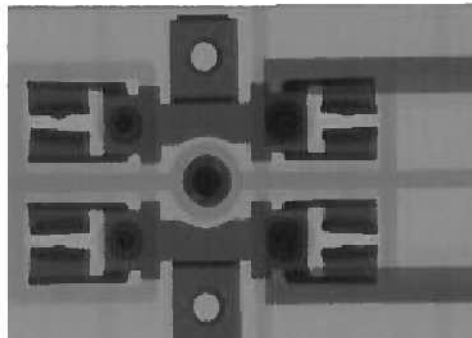
ガスクロマトグラフ質量分析装置

■ 機動鑑識車と積載機材（総務省消防庁無償貸付）

エックス線透過装置	表面部材を破壊することなく内部部品の状態を把握可能。
デジタルマイクロスコープ	5～200 倍まで拡大して撮影することが可能。
赤外線サーモカメラ	物体温度を遠隔で測定可能。
データロガー	複数箇所の温度変化と時間経過の記録が可能。
超音波厚さ計	配管等の厚さを測定可能。
硬さ計	金属部材等の硬度を測定することが可能。
超音波カッター	超音波でカッターを振動させ切断することが可能。
レーザー距離計	直線距離の遠隔測定が可能。
静電電位測定器	帯電電位を非接触で測定可能。



機動鑑識車



X線透過装置により撮影した物品

消防用設備等の指導と消防同意

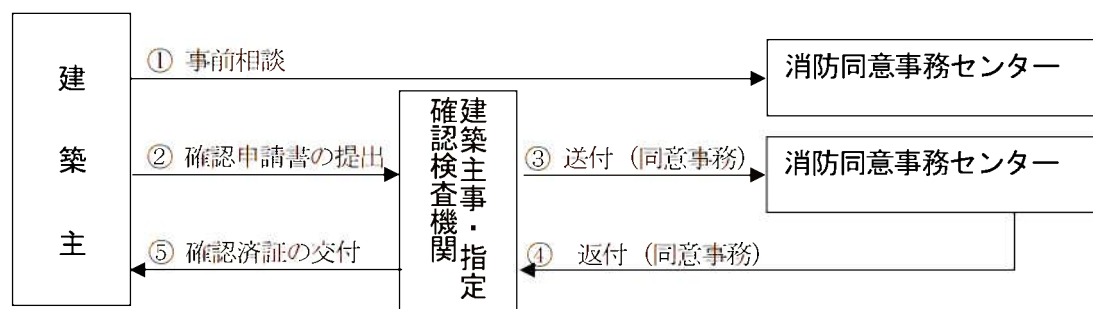
消防法及び京都市火災予防条例では、防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに、いち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるように、建築確認申請時の消防長の同意、そして消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、防火の専門家である消防長又は消防署長の同意が必要であり、消防同意事務センター（令和2年4月1日から運用開始）に送付された建築確認申請書により、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

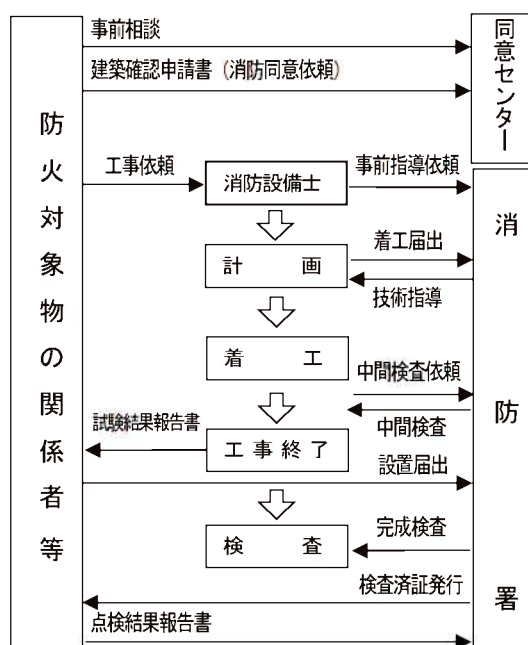
【建築確認（同意事務）】



消防用設備等の設置指導

消防同意事務センターは、建築物の計画・設計時の事前相談、建築確認申請書の同意審査を実施し、消防署で消防用設備等の書類審査及び検査により適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後も点検結果報告を通じて適正な維持管理の指導に努めています。

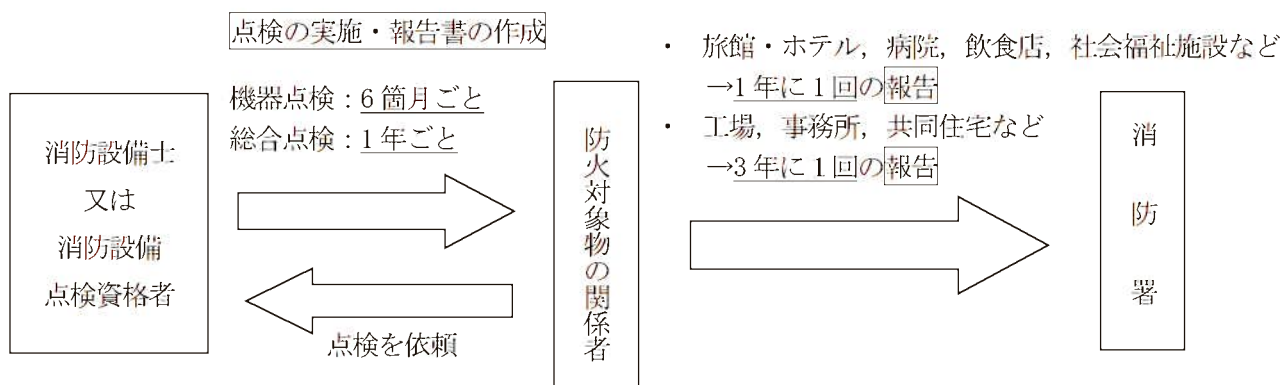
計画段階から相談を受けるとともに、屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については、消防設備士が着工の10日前までに提出する着工届出書に基づき、消防署で審査、指導を行います。また、着工後は、完成時には壁の内側等に入って見えなくなる箇所を中心に中間検査を実施し、着工届出書のとおり施工されているかを確認します。工事が完了すれば、防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなり、これを受けて消防署では、現地で完成検査を行います。



消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があり、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。



防災物品と防災製品

劇場，旅館，ホテル，病院，福祉施設，飲食店等のカーテン，じゅうたん，どん帳，布製ブラインド，舞台で使用する大道具用の合板，工事中の建築物で使用する工事用シートは，消防法により防災物品を使用することとされています。

また，旅館，ホテル，病院等で使用する寝具類は，京都市火災予防条例により防災性能を有するもの（防災製品）とするよう努めることとされています。

防災製品には，衣類，アームカバー，自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり，炎が接しても急に燃え広がらない性能が，火災予防に役立っています。

防災加工したものには，次のラベルが付いています。

◆ 防災物品

カーテン，暗幕，どん帳，合板，布製ブラインド，じゅうたん等



◆ 防災製品

寝具類（敷布，カバー類，ふとん類，毛布類），テント類，シート類，幕類，非常持出袋，防災頭巾，衣服，アームカバー，布張家具類，自動車・バイク等のボディカバー等



危険物

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思われ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約 6 割を占めていることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

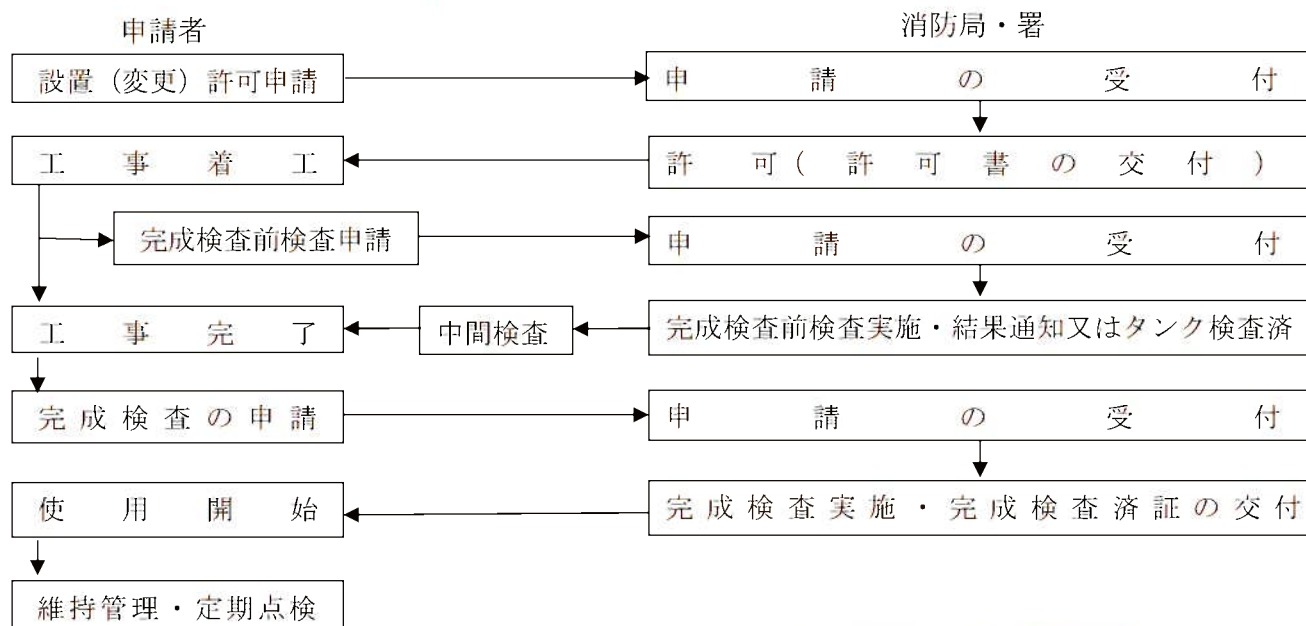
■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

■ ガソリンの容器詰替え販売の規制強化に係る適切な運用の確認及び指導

令和元年 7 月に発生した伏見区のアニメーションスタジオ火災を受け、令和 2 年 2 月 1 日付けで法令改正されたことを踏まえ、市内全ての給油取扱所に対して、ガソリンの容器詰替え販売に係る取扱いについて適切な運用を行うように指導を実施しています。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から 50 年ほど前、昭和 39 年 7 月 14 日に東京都品川区で発生した勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員 18 人、消防団員 1 人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など 158 人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。



勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

この災害を教訓に、危険物を取り扱う事業所等における危険物の自主保安管理の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に関する意識の高揚と啓発を図ることを目的として、平成 2 年に自治省消防庁（現総務省消防庁）によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは 7

月に発生した勝島倉庫爆発火災のように、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの1週間）を「危険物安全週間」としたものです。制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

危険物安全週間の取組

令和元年度は、6月2日から6月8日までの間、各行政区における危険物施設等で消防訓練や防火指導等を実施しました。

重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行い、流出事故等の防止を図ったもの。 消防署査察計画に掲げる危険物を取り扱う事業所の査察を優先的に実施するとともに、危険物を取り扱う事業所等を対象とした防火研修会等を実施するなど、適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制について指導を行い、災害発生の防止を図ったもの。
危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化及び実態把握	危険物施設を有する事業所において、合同訓練又は自衛消防訓練を実施することにより緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図ったもの。 公設消防隊による事業所警防調査及び実地踏査並びに危険物関係業務マニュアルを活用した研修・訓練等を積極的に行うことで、危険物を取り扱う事業所の危険物の貯蔵、取扱状況及び当該事業所固有の危険性の把握に努めるとともに、各隊の危険物災害への対応能力の更なる向上を図ったもの。



合同消防訓練



事業所警防調査



危険物施設への査察

普及啓発ポスターの掲出

令和元年度啓発用ポスター 清水 希容選手

危険物安全週間推進標語（令和元年度）	
全 国	「無事故への 構え一分の 隙も無く」 （公募 11,694 作品の最優秀作）



優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

危険物安全週間に伴い実施される京都市危険物防災推進大会（主催：京都市危険物安全協会、後援：京都市消防局）において、表彰式を実施しました。



危険物施設等の火災状況（危険物に起因する火災）

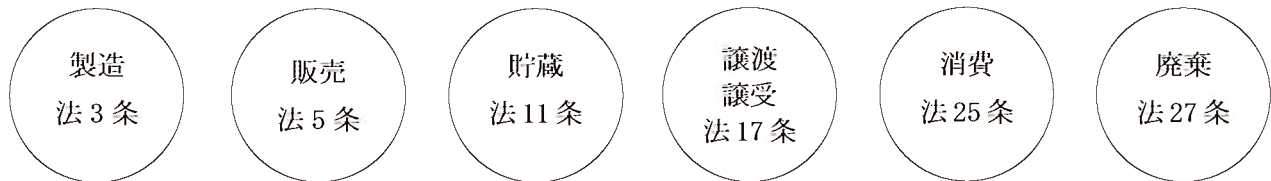
発生年月	行政区	施設等区分	概 要
平成 22 年 10 月	東山区	危険物運搬車両	荷台に固定せず積載していたドラム缶移動用器具が、停車時に移動してポリ製容器を破損、流出した灯油が排気管に接触し、発火したもの。車両 1 台及び積載物を焼失並びに樹木 2 本等を焼損。
平成 26 年 9 月	右京区	一般取扱所	印刷機の静電気除去装置の劣化等により、静電気が発生し、印刷用接着剤が着火したもの。印刷機 1 基、ガラス戸及び蛍光灯 2 基の一部焼損。
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤（危険物）を使用し、混合槽内を洗浄中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い、着衣の一部を焼損。
平成 29 年 11 月	北区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスタータースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク 1 台焼損。
平成 30 年 2 月	南区	製造所	製造所内において洗浄作業で使用した溶剤（危険物）をドラム缶へ移し替え作業中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気に着火したもの。同ドラム缶内のキシレン焼失及び配線の一部焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械の排気ファンの配線が劣化し、短絡を起こしたことにより発生した火花が同ファン内部に付着した屑類に着火したもの。排気ファンの一部を焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械稼働中に発生した高温の切粉が、ダクトパイプ内に蓄積された切粉及び鉄粉等に着火したもの。ダクトパイプの一部及び集塵機の一部焼損。
令和元年 9 月	山科区	製造所	集塵機内で発生した静電気による火花が、フィルターに付着していた金属粉に着火したもの。集塵機 1 基及び内部の金属粉を焼失焼損したもの。

火薬類の取締り

火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■ 火薬類の主な例

火 薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆 薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和 29 年 8 月 16 日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 29 年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 火薬庫、販売所等への立入検査

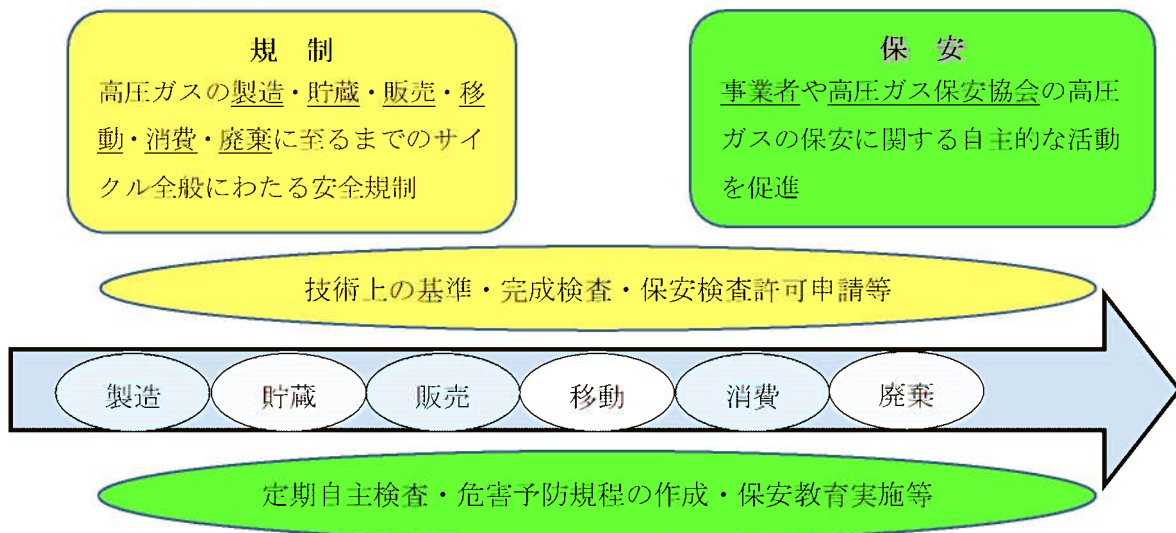
市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

高圧ガス等の保安

高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制を行うとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	消防活動総合センター（空気圧縮施設）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス
	冷媒ガス
	医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】

病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したもの

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。